

静岡市世代間交流センター条例の一部改正について

静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月21日提出

静岡市長 田 辺 信 宏

静岡市世代間交流センター条例の一部を改正する条例

静岡市世代間交流センター条例(平成15年静岡市条例第141号)の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表(第12条関係)

1 静岡市清水北部交流センター

(1) 中会議室1、中会議室2、小会議室、調理実習室及び多目的ホール

区分	利用料金の限度額					
	午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後9時まで	午前9時から午後5時まで	午後1時から午後9時まで	午前9時から午後9時まで
中会議室1	860円	1,410円	1,860円	2,280円	3,270円	4,140円
中会議室2	540円	860円	1,100円	1,410円	1,960円	2,510円
小会議室	540円	860円	1,100円	1,410円	1,960円	2,510円
調理実習室	1,300円	2,070円	2,740円	3,380円	4,810円	6,120円
多目的ホール	1,740円	2,740円	3,300円	4,490円	6,040円	7,790円

(2) 大広間、和室1、和室2及び和室3

区分	利用料金の限度額		
	午前9時から正午まで	午後1時から午後4時まで	午前9時から午後4時まで
大広間	1,740円	2,740円	4,490円
和室1	540円	860円	1,100円

和室 2	540円	860円	1,100円
和室 3	860円	1,410円	2,280円

(3) 浴室

区分		利用料金の限度額 (入浴 1 回につき)
60歳以上	市内に居住する者	100円
	市外に居住する者	310円
13歳以上60歳未満		310円
3歳以上13歳未満		150円

2 静岡市清水南部交流センター

区分	利用料金の限度額					
	午前 9 時 から正午 まで	午後 1 時 から午後 5 時まで	午後 6 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 5 時まで	午後 1 時 から午後 9 時まで	午前 9 時 から午後 9 時まで
和室	860円	1,410円	1,860円	2,280円	3,270円	4,140円
小会議室	540円	860円	1,100円	1,410円	1,960円	2,510円
多目的ホール	1,300円	2,070円	2,740円	3,380円	4,810円	6,120円
作業室	540円	860円	1,100円	1,410円	1,960円	2,510円

3 静岡市由比交流センター

(1) 大広間及び娛樂室

区分	単位	利用料金の限度額
大広間	1 人 1 回につき	520円
娛樂室	1 室 1 時間につき	520円

(2) 浴室

区分		利用料金の限度額 (入浴 1 回につき)
60歳以上	市内に居住する者	100円
	市外に居住する者	310円
13歳以上60歳未満		310円
3歳以上13歳未満		150円

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。ただし、附則第3項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の静岡市世代間交流センター条例（以下「新条例」という。）別表の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の利用に係る利用料金について適用し、施行日前の利用に係る利用料金については、なお従前の例による。

(施行前の準備)

3 新条例別表の規定に基づく世代間交流センターの利用料金の設定、收受その他の行為は、施行日前においてもこれを行うことができる。